

令和 7 年 6 月議会

## 生活環境委員会 議案説明資料

### I. 一般議案

- |           |                          |      |
|-----------|--------------------------|------|
| ○ 議案第124号 | 橋本駅自転車駐車場に係る指定管理者の指定について | 1 頁  |
| ○ 議案第126号 | 町道路線の認定に関する承諾について        | 8 頁  |
| ○ 議案第139号 | 和解について                   | 12 頁 |

令和 7 年 6 月

道路下水道局



議案第124号

橋本駅自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が設置する橋本駅自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

橋本駅自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
橋本駅自転車駐車場
- 2 指定管理者に指定する者  
福岡市博多区千代一丁目25番15号  
公益社団法人 福岡市シルバー人材センター
- 3 指定する期間  
令和7年9月17日から令和8年3月31日まで

## 議案第 124 号の説明

### 1 議案

議案第 124 号 橋本駅自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

### 2 議案提出の理由

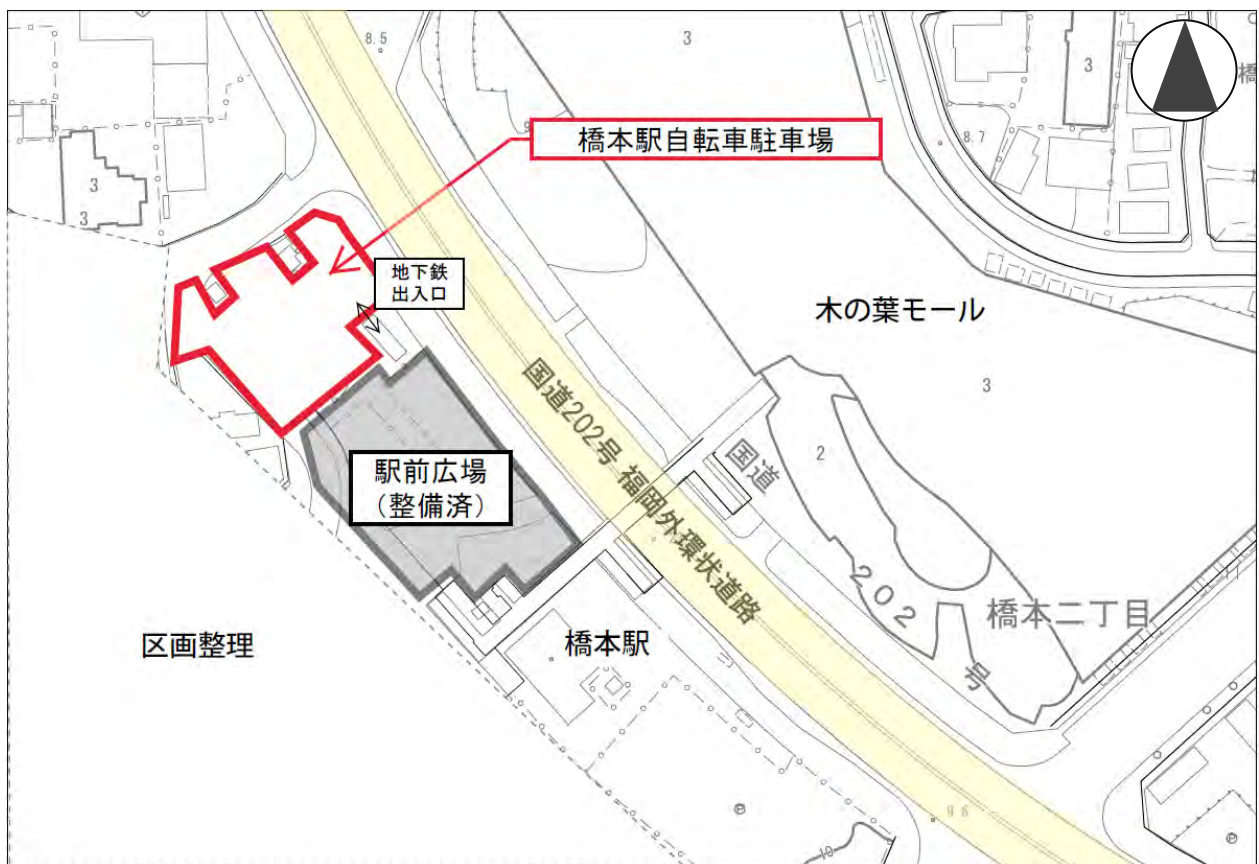
本件は、本市が設置する橋本駅自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

### 3 議案の内容

#### (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

施設名称	所在地	収容台数	建物構造
橋本駅自転車駐車場	西区橋本二丁目	約 900 台	平面

#### 【位置図】



#### (2) 指定管理者に指定する者

福岡市博多区千代一丁目 25 番 15 号  
公益社団法人 福岡市シルバー人材センター

#### (3) 指定する期間

令和 7 年 9 月 17 日から令和 8 年 3 月 31 日まで  
※令和 8 年度以降の指定は、西区自転車駐車場の指定管理と併せて公募する。

## 4 選定の概要

### (1) 選定方法

非公募

### (2) 選定理由（非公募の理由）

橋本駅自転車駐車場について、西区の現指定管理者が西区内の自転車駐車場と一体的に管理することで、共通する作業の効率化による経費の削減等が可能となることから、西区の現指定管理者である公益社団法人 福岡市シルバー人材センターを指定管理者として指定するもの。

### (3) 道路下水道局が所管する公の施設に係る指定管理者選定・評価委員会

#### ①選定経過

- ・第1回選定・評価委員会 令和6年5月14日
- ・申請要項送付 令和6年7月17日
- ・受付期間 令和6年7月17日から令和6年7月31日まで
- ・第2回選定・評価委員会 令和6年8月23日
- ・第3回選定・評価委員会 令和6年8月27日

#### ②指定管理者選定・評価委員会（選定委員5名）

氏名	役職	摘要
辰巳 浩	福岡大学 理事・工学部長	学識経験者
横尾 亘	西南学院大学法学部法律学科 准教授	学識経験者
石橋 薦	中小企業診断士・有限会社アソシエ 代表取締役	学識経験者
柴富 伸子	コンシューマー福岡 会長	利用者代表
吉浦 美和	電車にのるぞ障害者の会 代表	利用者代表

#### ③指定管理料の上限額

16,546 千円

## 5 選定結果

### (1) 選定基準

審査項目		配点
1	指定管理者としての基本姿勢	指定管理業務の実施にあたっての運営方針 25 (5点×5人)
2	団体の活動実績 経営状況	団体の活動実績 団体の経営状況 75 (15点×5人)
3	施設の効用の 発揮	サービスの向上、利用促進の取組及びその実行可能性 ・利用者へのサービス向上への取組 ・苦情・要望に関する取組 ・利用者及び利用収入増加の取組
		管理遂行のための人員計画及び要員確保 ・配置予定人員、勤務体制 ・組織体制、人員採用の計画等
		人材育成 ・管理開始前と期間中の研修計画及び内容
	管理の内容 ・事故防止等の安全管理、施設の維持管理 ・個人情報保護に関する考え方と取組	400 (80点×5人)
	経済性	経費の縮減 ・提案額 ※上限額から最低制限額（上限額の85%）までの金額を20等分し、提案額に応じた点数を計上 100 (20点×5人)
4	その他	市施策への貢献 ・高齢者や障がい者の就労対策の取組 ・男女共同参画、ワークライフバランスの取組 ・中小企業の活性化 ・地場企業育成 放置自転車対策、地域等との連携 150 (30点×5人)
5	法令の遵守状況	福岡市競争入札停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、公告日に競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間に係る者は50点（10点×5人）の減点を行う 0 (0点×5人)
合 計		750 (150点×5人)

## (2) 選定結果

選定委員の評価結果及び意見などを踏まえ、公益社団法人 福岡市シルバー人材センターが橋本駅自転車駐車場の指定管理者として適していると判断し、指定管理候補者としたものである。

応募団体名	審査項目	配点	(評点) 選定委員5名の合計点	
<指定管理候補者>  公益社団法人 福岡市シルバー人材 センター  提案金額 16,214 千円	1 指定管理者としての基本姿勢	25	19	
	2 団体の活動実績・経営状況	75	75	
	3	施設の効用の発揮	400	306
		経済性	100	15
	4 その他	150	128	
	5 法令の遵守状況	0	0	
	合計	750	543	
<指定管理候補者に対する主な意見> ・これまでの自転車駐車場管理業務の経験を踏まえた実行可能性のある提案や、利用者目線に立った人員配置など評価できる。 ・これまでの実績を踏まえ問題点を把握し、それに対する対応策を立てている。				

## 1 団体概要

団体名	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター
代表者	中川 伸司
所在地	福岡市博多区千代一丁目 25 番 15 号
設 立	昭和 58 年 6 月 25 日
事業内容	臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の簡易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供。

## 2 参考条文

### 地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5（略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11（略）





議案第 126 号

町道路線の認定に関する承諾について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 10 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市の区域内において新宮町道の路線を認定することについて、新宮町長から承諾を求められたので、道路法第 8 条第 4 項の規定により議会の議決を求めるものである。

町道路線の認定に関する承諾について

新宮町長から福岡市の区域内において新宮町道の路線を認定することについて別紙のとおり承諾を求められたが、本件については、承諾するものとする。

別紙

6 新都管第 826 号

令和 7 年 3 月 28 日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

新宮町長 桐 島 光 昭

新宮町道路線の認定に伴う承諾について（依頼）

標記のことについて、宅地開発に伴う道路整備により、下記のとおり貴市の区域内に新宮町道路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、貴市の承諾をいただきたく、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

- 1 区間 糟屋郡新宮町湊坂四丁目 34 番 11 地先から  
福岡市東区美和台新町 715 番 18 地先まで
- 2 延長 391.52m
- 3 幅員 6.00～6.50m
- 4 面積 2,650.33 m<sup>2</sup>（福岡市の区域内に係る部分 493.00 m<sup>2</sup>）


# 見取図



福岡市

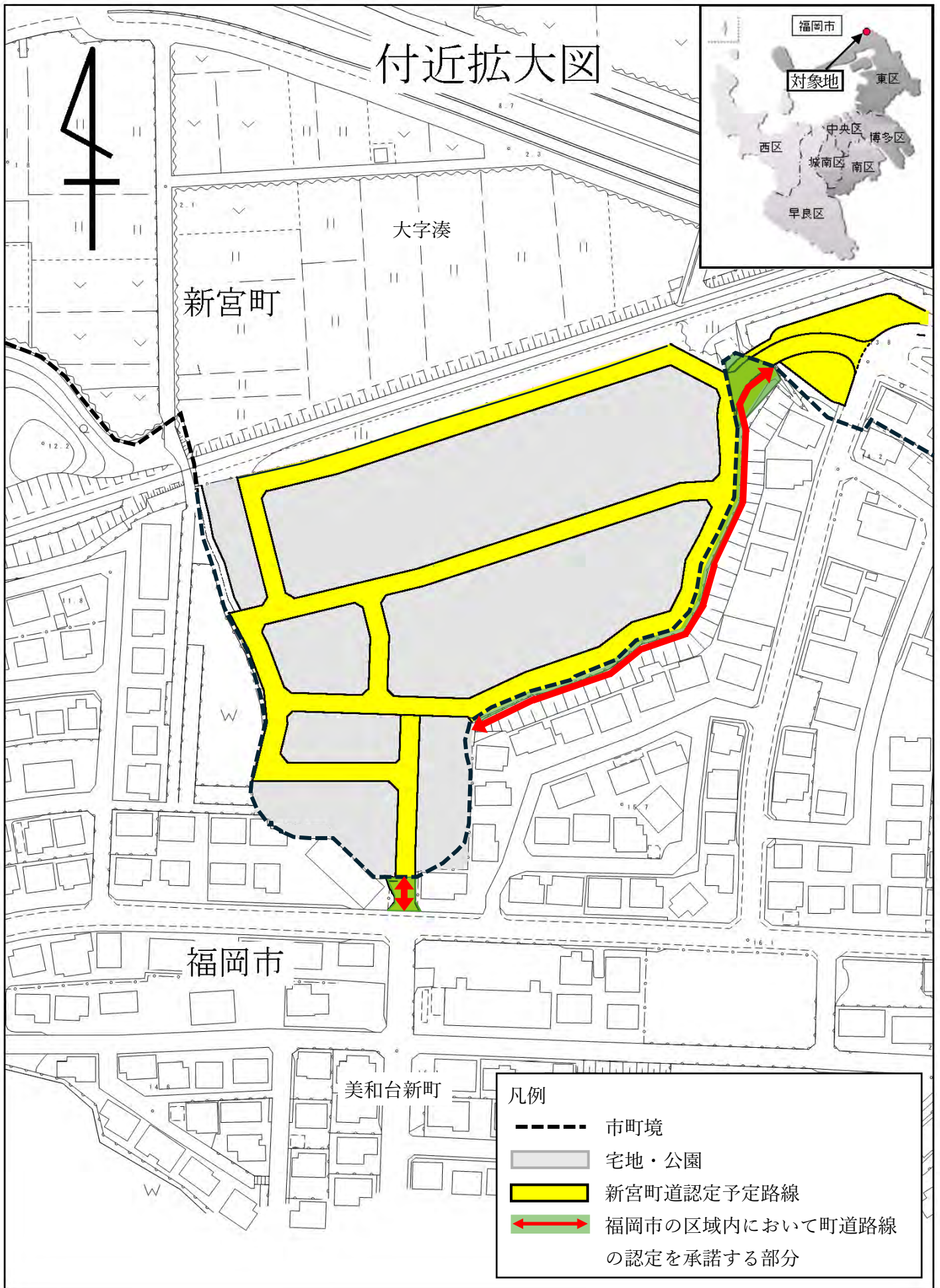
東区

凡 例



福岡市の区域内において町道路線の認定を承諾する部分

美和台六丁目



議案第 139 号

和解について

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡高等裁判所に係属中の下水道築造工事に係る損害賠償等請求控訴事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

和解について

次のように訴訟上の和解をする。

1 事件番号及び事件名

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○

2 和解の相手方

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

3 和解条項

- (1) 本市は、相手方らに対し、本市が発注した○○○○○○○○○○（以下「本件工事」という。）によって相手方らに生じた損失についての損失補償として、金3,749,474円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方らに対し、前項の金員を、相手方らが指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。
- (3) 相手方らは、その余の請求をいずれも放棄する。
- (4) 相手方ら及び本市は、相手方らと本市との間には、本件に関し、本和解条項に定める

もののほか、債権債務がないことを相互に確認する。

- (5) 訴訟費用は、第 1 審、第 2 審を通じて各自の負担とする。

#### 4 事件の概要

- (1) 平成 19 年 3 月 26 日、本市は訴外○○○○○○○○○建設工事共同企業体（平成 21 年 11 月 10 日以降は○○○○○○○建設工事共同企業体（以下「本件共同企業体」という。))との間で本件工事について請負契約を締結し、同年 12 月 28 日、本件共同企業体は本件工事を完了した。
- (2) 平成 19 年 12 月 24 日、本市は、相手方から本件工事により相手方所有の建物（以下「本件建物」という。）が損傷したとの申出を受けたため、相手方との間で損失補償についての協議を開始したが、合意するには至らなかった。
- (3) 令和 3 年 10 月 7 日、相手方は、本件共同企業体の代表者である○○○○○及び本市が本件建物に被害を及ぼさない工法を選択すべき義務を怠ったこと等を理由に、○○○○○及び本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、金 20,430,000 円の損害を連帯して賠償するよう求める訴えを提起した。
- (4) 本市は、本件建物の損傷は、適法な公共工事の施工に伴い不可避免的に生じたものであることを理由に応訴し、損失補償の額は金 3,749,474 円であることを主張した。
- (5) 令和 6 年 6 月 14 日、福岡地方裁判所は、相手方の請求を棄却するとの判決を言い渡した。
- (6) 令和 6 年 6 月 27 日、相手方は、原判決に不服があるとして、本市を被控訴人として、福岡高等裁判所に対し、金 10,220,000 円の損害賠償を求める控訴を提起するとともに、同年 8 月 27 日、請求原因として損失補償請求を予備的に追加する訴えの変更を行った。
- (7) 本市は、第 1 審と同様に応訴していたが、令和 7 年 3 月 25 日、福岡高等裁判所から和解勧告があった。
- (8) 本市としては、和解勧告の内容が本市の主張に沿ったものであること、事件の早期解決が図られることその他の事情を勘案して、当該和解勧告に応じるものである。

## 位置図

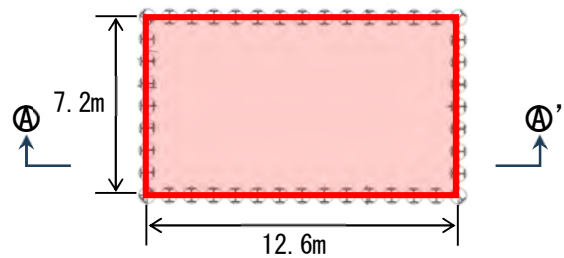
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

## 平面図

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

## 発進立坑

平面図



A-A' 断面図

